

経営力向上計画の認定書の送付及び今後の申請について

九州経済産業局 中小企業経営支援室

ご申請いただいた経営力向上計画について認定しましたので、認定書を送付いたします。本認定書を紛失した場合に再発行は出来ないため、適切に管理いただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、一度認定を受けた事業者の皆様が、今後経営力向上計画を変更しようとする場合（設備の追加取得等）は、**変更申請**が必要になります。詳細は経営力向上計画策定の手引き8ページ（下記）及び中小企業庁HP（**変更申請様式類、変更記載例**）をご確認ください。

なお、資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、第13条第3項の認定基準に照らし、認定を受けた経営力向上計画の趣旨を変えないような軽微な変更は、変更申請は不要です。

変更申請手続き書類

<申請書類>

- ① 変更申請書（原本）
- ② 経営力向上計画（変更後）

（認定を受けた経営力向上計画を修正する形で作成してください。変更・追記部分については、変更点がわかりやすいよう下線を引いてください（中企庁HPより記載例参照）

- ③ 実施状況報告書
- ④ 旧経営力向上計画認定書の写し（当局が押印した表紙）
- ⑤ 旧経営力向上計画の写し（認定後返送されたもののコピー）（変更前の計画である事を、計画書内に手書き等で記載ください（中企庁HP記載例参照））
- ⑥ 申請書等（①～②）の写し
- ⑦ 返信用封筒（A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが送付可能な金額）を貼付してください。）
- ⑧ 変更申請用チェックシート

<税制措置を受ける場合>

1. 固定資産税の軽減措置（※）・経営強化税制A類型の税制措置 上記①～⑧に加え以下の書類
 - ⑨ 工業会等による証明書（写し） ※固定資産税の軽減措置を受ける際、ファイナンスリース取引であって、リース会社が固定資産税を納付する場合は下記⑩⑪も必要です。
 - ⑩ リース見積書（写し）
 - ⑪ リース事業協会が確認した軽減額計算書（写し）
2. 経営強化税制B類型の税制措置 上記①～⑧に加え以下の書類
 - ⑫ 投資計画の確認申請書及び基準への適合状況（写し）
 - ⑬ 経済産業局の確認書（写し）

※変更様式は以下の URL からダウンロードできます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ninteisinseisyo.html#shinseitetuduki>
中小企業庁 → 経営サポート → 経営強化法による支援 → 申請書様式類

<本件に係る問い合わせ先>

〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1

九州経済産業局 中小企業経営支援室 経営強化法担当

TEL: 092-482-5592 FAX: 092-482-5396

※経営力向上計画については提出後の差し替えが非常に多いため、事前に FAX で内容を確認させて頂いております。提出書類一式を FAX 頂ければ、確認のうえご連絡させていただきますので、ご協力をよろしくお願い致します。